

令和4年4月6日

保護者の皆様

川崎市立麻生中学校

校長 金子 三弘

### 地震発生時の生徒の安全確保について（お知らせ）

春たけなわの季節となりましたが、保護者の皆様におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。また、日頃より本校の教育活動にご理解とご協力を賜りまことにありがとうございます。

さて、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を受けて、川崎市立学校における地震発生時の臨時休業と児童生徒の下校措置については、川崎市教育委員会より下記のような通知がありました。

なお、本校では、川崎市教育委員会の通知を踏まえ、生徒の安全確保のために、地震発生時の生徒の下校方法等について、保護者の意向調査を実施させていただき、地震発生時にはこの調査を踏まえて、一人ひとりのお子さんへの対応をしていきたいと思っておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

#### 《 通知 》

##### ○臨時休業

川崎市内のいずれかの地域（麻生区とは限りません）に、震度5強以上の地震が発生した場合は、すべての川崎市立学校において、発生した翌日を一斉に臨時休業にいたします。

もし、発生時刻が始業時刻前の場合は、発生した当日についても臨時休業にいたします。（登校時間帯に重なり、登校してしまったお子さんについては学校でお預かりいたします。）

また、発生した日が休日、休前日（たとえば金曜日）の場合は、休日明けの平日を臨時休業にいたします。休日明けの平日が授業日でないとき（夏季休業中や振替休日など）は、生徒の学校での活動をすべて中止といたします。

なお、施設設備や地域における被災状況を踏まえて、生徒の安全確保を図るために、校長の判断で引き続き臨時休業や登校時刻を変更する場合があります。

##### ○児童生徒の下校

授業など学校での教育活動中に、川崎市内のいずれかの地域（麻生区とは限りません）に、震度5強以上の地震が発生した場合は、川崎市立小学校、支援学校においてはすべての生徒を留め置き、保護者に直接引き渡すことが原則になります。また、川崎市立中学校、高等学校においては、保護者とあらかじめ合意した方法で下校させることになります。

不明な点がある場合は、教頭（Tel954-2811）までご相談ください。